

# インターネット販売・通信販売により家電4品目を販売する事業者の皆様へ 家電リサイクル法に規定する義務の履行が必要です！

◆ インターネット販売や通信販売により家電4品目を販売する事業者の皆様は、家電リサイクル法における「小売業者」に当たり、家電リサイクル法に規定する義務を適切に履行する必要があります。

## はじめに

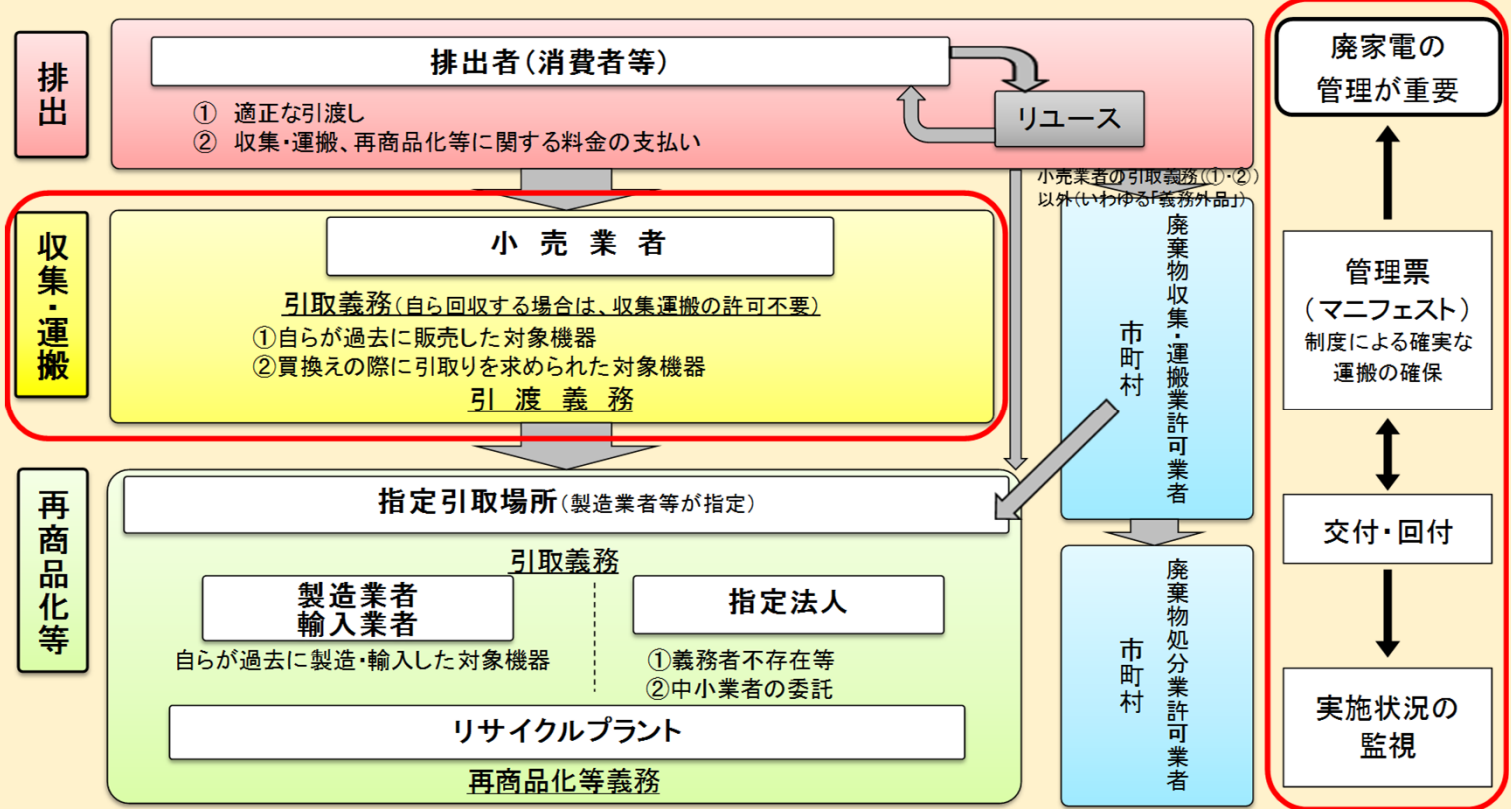
- 家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法の対象品目であり、小売業者には、消費者（排出者）から家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電」という。）を引き取る義務や、収集運搬料金をあらかじめ表示する義務があります。
- 家電4品目を販売ということは、小売業者としての家電リサイクル法上の義務を負うということです。家電4品目を販売する場合は、必ず、家電リサイクル法を遵守した対応を行ってください。

**こうした小売業者（インターネット販売）は家電リサイクル法違反です！**  
 消費者（排出者）からの廃家電の引取りを行っていない（依頼されても拒否する） ⇒ 引取義務違反  
 家電リサイクルに関する案内（収集運搬料金）を販売サイトに掲載していない ⇒ 表示義務違反

## 家電リサイクル法の概要

経済産業省の家電リサイクル法特設サイト（消費者向けサイト）  
[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/fukyu\\_special/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html)  
  


- 家電リサイクル法は、小売業者が消費者（排出者）から廃家電を引き取り、指定引取場所において製造業者等に引き渡し、製造業者等がリサイクルを行うという仕組みです。小売業者の収集・運搬料金と、製造業者等のリサイクル料金は、消費者（排出者）が支払います。



## 家電リサイクル法の対象機器

- ▶ エアコン
- ▶ テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）
- ▶ 冷蔵庫・冷凍庫
- ▶ 洗濯機・衣類乾燥機



詳しい対象品目一覧は、下記を御覧ください（一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター）。

[http://www.rkc.aeha.or.jp/text/r\\_4list.html](http://www.rkc.aeha.or.jp/text/r_4list.html)



## 小売業者の4つの義務（法律上の義務）

小売業者（家電4品目を販売する者）には、以下の4つの義務があります。

### 1) 消費者（排出者）からの引取義務

- ▶ 小売業者は、次の場合には、消費者（排出者）が排出する場所（自宅など）において、消費者（排出者）から廃家電を引き取らなければならない。
  - ① 自らが過去に販売した廃家電の引取りを求められたとき
  - ② 買い替えの際に同種の廃家電の引取りを求められたとき

### 2) 製造業者等への引渡義務

- ▶ 小売業者は、廃家電を引き取ったときは、一定の場合を除き、指定引取場所に運搬し、製造業者等に引き渡さなければならない。

### 3) 収集運搬料金の表示・応答（リサイクル料金を含む。）義務

- ▶ 小売業者は、消費者（排出者）が支払う収集運搬料金（小売業者が指定引取場所までの収集運搬を行うための料金）を事前に定めて公表しなければならない（インターネット販売の場合、消費者が商品を購入する前に廃家電の収集運搬料金を確認できるよう、インターネット上に表示する必要がある。）。収集運搬料金の額は、適正な原価を勘案して設定しなければならず、また、排出者の廃家電の適正な排出を妨げることがないように配慮しなければならない。

### 4) 管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務

## 廃家電の収集運搬について

廃家電の収集運搬を行うには、自社が直接実施する場合には廃棄物処理法上の許可は要りませんが、他社に委託して行う場合には、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬許可を有する業者（積込場所（廃家電の集荷先）と積下ろし場所（指定引取場所）の両方の地域における許可）を有する業者に委託する必要があります。また、当該業者からの再委託はできません。

## 小売業者としての義務を履行するために具体的に必要なこと等

小売業者としての義務の具体的な内容や、義務を適切に履行するために必要なことについては、経済産業省及び環境省において開催したインターネット販売事業者・通信販売事業者向け説明会の資料を御覧ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/shiryousyu/shiryou.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html)

